

○事務局長 事務局長の大石でございます。よろしくお願いいたします。開会前ですけれども、まず辞令交付をさせていただきたいと思います。では町長より農業委員さんへの辞令交付を行います。

(辞令交付)

○事務局長 続きまして、町長よりご挨拶をいただきたいと思います。

○町長 (挨拶)

○事務局長 どうもありがとうございました。町長はここで公務のために退席をされます。

(町長退席)

○事務局長 それでは続きまして、委員及び職員紹介としておりますが、私の方から委員さんがたと職員の紹介をさせていただきたいと思います。

(委員の紹介・職員の紹介)

○事務局長 それでは次に進みます。本日の総会は、本町の農業委員改選後初めての総会となります。総会の議長は会長となっておりますけれども、まだ会長が決まっておりませんので、会長が決定するまでの間、臨時の議長をお願いすることになっております。つきましては、地方自治法第 107 条の規定を準用いたしまして、出席委員の中で年長の小田康宣委員をお願いしたいと思いますけれども、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということでございますので、小田康宣委員に臨時議長をお願いしたいと思います。小田委員は議長席の方にお着きください。

○臨時議長 おはようございます。ただいま、臨時議長ということで最年長の私が就くことになりました。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は 10 名です。全員出席ですので会議は成立いたしております。ただ

いまから、平成 31 年度第 1 回多良木町農業委員会総会を開会いたします。それでは、日程に従って進めてまいりたいと思います。

○臨時議長 日程第 1、仮議席の指定についてを議題といたします。お諮りします。仮議席はただいま着席の議席にしたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

それでは、ただいま着席の議席番号と氏名を事務局長から呼び上げてもらいます。

事務局長。

○事務局長 それでは、議席番号と氏名を呼び上げます。1 番小田康宣委員、2 番尾方隆博委員、3 番荒瀬次光委員、4 番児玉ちさ子委員、5 番田山俊博委員、6 番黒木康德委員、7 番星原幸広委員、8 番田中英一委員、9 番西辰郎委員、10 番益田良則委員、以上でございます。

○臨時議長 ただいま呼び上げました議席を仮議席として指定いたします。

○臨時議長 次に、日程第 2、会長の互選についてを議題といたします。この件について、事務局から説明をお願いします。

○事務局長 それでは、会長の互選についてご説明いたします。会長の互選につきましては、農業委員会等に関する法律第 5 条に規定されておりました、委員が互選した者をもって充てるとなっております。しかしながら互選の方法については特に規定はないようでございます。ちなみに前回平成 28 年の改選時の会長の互選の方法ですけれども、そのときは、6 人の選考委員さんによる選考を行っていただき、推薦という形で決定をされておりました。ちなみにですけれども、議会議長の場合はですね地方自治法の規定によりまして、投票による方法か、もしくは指名推選による方法で決定されるということでございます。ただし指名

推選による場合は一人でも異議があるときは、投票による方法で決定するということをご
います。いずれにしましても、本町の農業委員会の会長の互選方法についての規定は特にご
ざいませので、互選の方法はここでご協議の上決定をしていただきたいというふうに思っ
ております。以上でございます。

○臨時議長 ただいま説明がありましたように、会長の互選方法については特に規定はないと
いうことですか、どのような方法で互選いたしましょうか。

○8番 議長。

○臨時議長 はい、8番。

○8番 8番です。私は、会長に立候補したいと思います。お願いします。

○臨時議長 ほかにないでしょうか。

○事務局長 議長よろしいでしょうか。

○臨時議長 はい、事務局長。

○事務局長 ただいま8番委員さんの方から、会長に立候補というようなことでご意見がござ
いましたけれども、先ほども言いましたとおりですね、特に互選方法に規定はございませ
るので、例えば、ほかに立候補される方がいらっしゃいましたら投票をする方法とかです
ね、そういうふうになるかと思えますけれども、もしお一人だけが立候補といたしますか自
薦の推薦というような形にもとられるかと思えますので、お一人の推薦があったものとし
て、その方を臨時議長が指名推薦をして、全員が賛成をされるならば、その人を会長に決
めてもいいんじゃないかなというふうに思えます。ただし、ほかに立候補されたりとか推
薦される方がいらっしゃいましたら、そういった場合は投票による会長の互選となるのか
なというふうには考えております。

○臨時議長 ほかに立候補なさる方いらっしゃいませんか。

○2番 質問いいですか。

○臨時議長 はい、2番。

○2番 8番委員が会長に立候補というような話ですけども、一つ疑問があるんですけども、
現在8番委員は、「たらぎ大地」の理事長をされてますよね。そこで、今から先かなりの
「たらぎ大地」に関してのいろんなことが出てくるだろうと思います。例えば、農地の貸
借とか、そのような案件が出た場合にですね、8番委員自ら議長をされていいものかとい
うような疑問がありますので、そこら辺の見解をお願いしたいと思います。

○臨時議長 事務局。

○事務局長 ただいまのご質問ですけども、仮に8番委員が会長になられたとしますと、総会
の場では議長になられるということになりまして、議事を進めるに当たっては、その関係
者となった議案につきましては、議事参与の制限がかかってまいりますので、その場合は
議長は退席するということになります。議長が退席されますと、会長職務代理者がその職
務を行うことになっておりますので、特に総会時の問題はないかなというふうに考えてお
ります。

○臨時議長 ほかに意見はないですか。はい、5番。

○5番 今、2番委員のおっしゃったとおり、今から「たらぎ大地」さんは、多分利用権設定
とかいろんな面でたびたび案件が出てくるんじゃないかなと思います。そうしたときに
ですね、一回一回議長を職務代理者の方で交代していただいて、議事を進めていくちゅう
のもちょっと時間的にですね、いろいろ問題があるのではなかろうかと思うんです。です
から、できれば私は経験豊かな2番委員の方を推薦したいというふうに思います。以上で
す。

○臨時議長 議事進行の打ち合わせのため暫時休憩します。

(暫時休憩)

○臨時議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○臨時議長 事務局長。

○事務局長 ただいま5番委員から2番委員さんを推薦したいということでございましたので、自薦と他薦のお二方の会長候補者が出たという状況でございます。先ほども言いましたけれども、特に規定はございませんが、こういった場合は、投票というようなかたちが一般的かなというふうに考えます。今から議長の方でそれを諮られますのでよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長 お諮りします。会長の互選は投票で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。
はい、4番。

○4番 投票でいいと思うんですが、立候補にはかなりの勇気が要るだろうし、立候補する理由があると思いますので、一応理由を聞いていただいて、こういうことで立候補したいというのを聞いてから、みんなで投票すればいいんじゃないかなと思います。

○臨時議長 それでは、8番委員。

○8番 (意見)

○臨時議長 それでは2番委員。

○2番 (意見)

○臨時議長 それではお諮りいたします。会長の互選は投票で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、会長の互選は投票で行います。ただいまの出席委員は10名です。次に、立会人を指名いたします。立会人に3番委員、4番委員を指名いたしま

す。投票用紙をお配りします。

(投票用紙配布)

○**臨時議長** 投票は候補者のうち一人の氏名を記載願います。

○**事務局長** 皆さん書かれましたでしょうか。それでは今から投票していただきますけれども、この投票箱に入れてもらいますので、何も入ってないということのご確認をお願いいたします。よろしいですかね。(「はい」の声あり)では投票箱を閉めます。

○**臨時議長** それでは、ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

○**事務局長** それでは、点呼をいたします。

(2番から10番、1番の順で点呼・投票)

○**臨時議長** 投票を終わります。それでは開票を行います。立会人は開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票作業)

○**臨時議長** 開票事務が終了いたしましたので、投票の結果を報告いたします。投票総数10票、有効投票10票、無効投票0票です。有効投票のうち、8番委員8票、2番委員2票、以上のとおりでございます。したがって、多良木町農業委員会会長は田中英一委員が会長に決定いたしました。会長が決定いたしましたので、ここで議長を交代いたします。委員各位のご協力により無事に臨時議長の職務を果たすことができました。どうもありがとうございました。

(小田委員議長席から自席へ移動)

○**事務局長** 小田委員には、臨時議長の職務大変お世話になりました。これからの議長は、多良木町農業委員会会議規則第4条の規定によりまして会長が議長となりますので、田中会

長に議長を行っていただきますけれども、ここでちょっと打ち合わせのため5分ぐらい休憩を入れますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。ここで暫時休憩をいたします。

(暫時休憩)

○事務局長 それでは休憩前に引き続き会議を再開させていただきます。それでは会長に就任されました田中新会長よりご挨拶をいただきたいと思ひます。

○会長 皆さん改めまして、こんにちは。先ほどの皆さん方の投票を受けて新会長に就任させていただきます。先ほども申しましたとおりですね、なにぶん知識もそれから行動力も未熟ではございますけれども、皆さん方の協力とそれからご指導をいただきまして農業委員会をですね、益々発展させていきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひします。それでは座らせていただいて、進行させていただきたいと思ひます。

○議長 それでは、日程第3の会長職務代理者の互選についてを議題といたします。この件について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長 それでは、会長職務代理者の互選についてご説明いたします。会長職務代理者の互選につきましては、農業委員会等に関する法律第5条に規定されておまして、会長が欠けたとき、又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理するとなっております。今回は事前に職務代理者を互選するものでございます。互選の方法につきましては、先ほど会長の互選と同様に特に規定はございません。ちなみに前回の平成28年改選時の職務代理者の互選方法は、推薦という形で決定をされております。職務代理者の互選方法につきましても、ここでご協議の上決定していただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長 はい、ただいま説明がありましたように、職務代理者の互選方法については特に規定はないということですが、どのような方法で互選をいたしましょうか。はい、4番。

○4番 どなたかなんか推薦したい方とかあるんじゃないですかね。何て言えばよかかわから
んですけれども会長さんがやりやすい方がいいんじゃないですか。

○議長 ただいま会長の指名推選というような意見がありましたけれども、ほかに意見はあり
ませんか。

(意見等なし)

ほかに意見はないようですので、ここでお諮りをいたしたいと思います。会長職務代理者
の互選の方法は、会長の指名推選で行うことにご異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、会長職務代理者の互選の方法は、会長の指名推選
で行うことに決定をいたしました。

それでは、会長の職務代理者に9番の西辰郎委員を指名します。お諮りします。ただいま
指名しました西辰郎委員を会長職務代理者に決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

全員異議なしと認めます。したがって、多良木町農業委員会会長職務代理者は西辰郎
委員に決定いたしました。ここで、会長職務代理者に互選をされました西委員より就任に当
たってのご挨拶をいただきたいと思ひます。

○職務代理者 こんにちは。大変な指名でびっくりしておりますけど、皆さんいろいろ会長か
ら挨拶があったように、まだまだわからないことがたくさんありますので、多良木町の農
業者、農家のためにですね、精一杯頑張っていきたいというふうに思ひます。皆さんのご
協力をよろしくお願ひします。

○議長 はい、それでは次に日程第4、議席の決定についてを議題といたします。この件につ
きまして、事務局から説明をお願ひいたします。

○議会事務局長 それでは、議席の決定につきましてご説明いたします。議席の決定につきましては、多良木町農業委員会会議規則第7条の規定によって、くじで定めるとなっております。これまでの慣例ではですね、1番議席を会長、それと末番前回は10番ですかね、10番が職務代理者として今までされていたようでございます。ほかの議席は抽せんで決められておりました。先ほどちょっと2番委員さんからもありましたとおりですね今回、田中会長ということで、「たらぎ大地」の代表理事をされております関係上、そういった総会等で議事参与の制限にかかわる案件が出てくる可能性があるかと思えます。その時には先ほども言いましたとおり会長が退席をされますので、その時は、職務代理者が議長となって議事を進めていただくこととなります。そのことを考えますと、議席が議長席に近いところに職務代理者がおられた方がスムーズに議事進行がいくのかなというふうに考えますので、事務局の提案でございますけども、1番を会長議席として2番を職務代理者というふうに決めさせていただいて、あと残りの議席を抽せんで決めていただくというような方法がいいかと思えますので一応提案でございます。以上です。

○議長 ただいま事務局より説明がありました、規則によってですね、議席はくじで定めるとなっているということです。また事務局の提案でですね1番議席を会長、それから2番議席を職務代理者、ほかの議席を抽せんで決定をする方法がいいのではないかとということでしたけれども、ほかにご意見はありませんでしょうか。

(意見なし)

それではお諮りをいたします。議席の決定については、1番議席を会長、2番議席を会長職務代理者とし、ほかの議席は抽せんで決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。ここで抽せん等のため暫時休憩をいたしたいと思えます。

(議席の抽選)

○議長 それでは休憩前に引き続き会議を開きます。議席の決定につきましては、先ほど抽せんで決定をいたしましたので、その結果を事務局に報告をしてもらいます。事務局長。

○事務局長 それでは、決定しました議席番号と氏名を呼び上げさせてもらいまして報告いたします。1番は田中委員です。2番が西委員です。3番田山委員です。4番益田委員です。5番児玉委員です。6番荒瀬委員です。7番尾方委員です。8番星原委員です。9番黒木委員です。10番が小田委員ということになっております。以上でございます。

○議長 それでは、本議席にそれぞれ着席をお願いいたします。

(本議席に着席)

○議長 それでは、次に日程第5、議事録署名委員の選出についてを議題といたします。この件について、事務局から説明をお願いします。

○事務局長 それでは、議事録署名委員の件につきましてご説明申し上げます。議事録署名委員は、多良木町農業委員会会議規則第13条の規定により、議長及び委員会において定めた二人以上の委員が議事録に署名押印しなければならないとなっておりますので、先ほどちょっと議長と協議をいたしまして、従来どおり議長のほかに議席番号順に二人ずつ議事録署名委員を選出するというところで確認をしたところでございます。ただし欠席等の場合はですね、次の議席の委員と交代していただくというようなところでお願いしたいということとございました。以上で説明終わります。

○議長 ただいま説明がありましたように、議長のほかに議席番号順に二人ずつ選出をして議事録署名委員になってもらうということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

異議なしと認めまして、議事録署名委員は議長のほかに議席番号順に二人ずつ選出をする

ことに決定をいたしました。

したがいまして、本日の議事録署名委員には、2番の西辰郎委員、それから3番の田山俊博委員をお願いをいたします。

○議長 次に、日程第6、農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。この件につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長 それでは、ご説明申し上げます。農地利用最適化推進委員は、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定によりまして、農業委員会が委嘱するということになっております。それで、今回の改正に伴います農地利用最適化推進委員の選任をしていただくために、本件を提案するものでございます。今回の改選の経緯につきましては、本年の3月31日、昨日付けをもちまして任期満了となっております農地利用最適化推進委員さんの改選ということで、定数10名の募集を行っております。その結果、10名の推薦の応募がございました。そのあとにですね、多良木町農地利用最適化推進委員候補者評価委員会というのがありますが、こちらの評価委員会の方に評価を求めて、別紙のとおり、全員適当であるとの評価報告があったところでございます。以上のような経緯を踏まえてですね、多良木町農地利用最適化推進委員の委嘱について、ここでご審議をいただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長 ただいま事務局より説明がありましたが、この件について何か質疑等ございませんか。

(「ありません」の声あり)

それでは本件についてお諮りをいたします。別紙に記載されております農地利用最適化推進委員候補者10名全員を多良木町農地利用最適化推進委員に委嘱することにご異議はありますか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがいまして、別紙に記載されている農地利用最適化推進委員候補者 10 名全員を、多良木町農地利用最適化推進委員に委嘱することに決定をいたしました。

○議長 次に、日程第 7、次回総会に伴う事前調査委員の選出についてを議題といたします。この件について事務局から説明をお願いします。

○事務局長 それでは、ご説明申し上げます。農地の権利移動や農地転用を行う場合には、皆さんご承知かと思えますけども、農地法第 3 条、第 4 条、第 5 条の規定によりまして、市町村の農業委員会又は県の許可が必要ということになります。それで申請が上がってきた場合はですね、現地調査を農業委員さん等に行っていただいて、総会で許可の審査をしていただくということになっております。今までですと、2 名の農業委員さんと 1 名の最適化推進委員さんの合計 3 名で、必要に応じて現地調査を行っていただいております。そういった案件が上がってきた場合には、現地調査をしていただいているということでございます。先ほど会長ともちょっと打ち合わせをさせていただきましたけども、次回の総会を 4 月 10 日に予定しておりますが、現在、農地法第 3 条・4 条・5 条案件がございませんでしたので、今回は事前調査はありませんということでございます。以上でございます。

○議長 ただいま説明がありましたように、次回総会に伴う事前調査はないということですので、この件につきましてはよろしいでしょうか。はい、7 番。

○7 番 今、事務局から説明があった件ですけども、今まではですね、農業委員 2 名と最適化推進委員 1 名で現地調査をしてきたんですけども、もしよかったら推進委員の方も 2 名ずつの調査っていうのは如何なものでしょうか。

○議長 はい、事務局。

○事務局長 ただいま 7 番委員さんの方から現地調査には今までは農業委員 2 名と最適化推進委員 1 名ということでございますけれども、2 名 2 名で 4 名で現地調査をしたらどうか

という意見でございます。農業委員会の総会の折にはですね、最適化推進委員さんの議決権はございませんけれども発言権はございますので、そういった現地調査をされて現地の調査の報告をすることは可能と考えております。ですので、2名2名でもよろしいですし、例えば今までどおり3名ずつで最適化推進委員さんを含めると20名になりますので、20名の中から3名ずつ選出する方法もあるかと思えます。

○議長 ただいま事務局から説明がありました、ほかに何かご意見はございませんでしょうか。はい、3番。

○3番 せっかくならば2名2名でお願いしたいと思います。差し支えがなければ2名ずつでお願いします。

○議長 はい、事務局。

○事務局長 一つだけちょっと懸念されるのがですね、予算面でございます。今のところ現地調査3名分の予算しかございませんので、1名増えますと若干足らなくなる可能性があります。ただ、補正でも通ればですね、そのあたりもできるのかなとは思いますが、この場ではっきりとは言えませんが、懸念するところはそこでございます。

○3番 そんならばもう今までのごと2名・1名でせんばしよんかたい。

○議長 はい、事務局。

○事務局長 今までは農業委員さんを2名、最適化推進委員さんを1名としておりましたけれども、農業委員さんたちが回ってくるのが早いんですね。それで、それをひっくるめて20名ですと、みんな平等に回ってきますので。

○3番 そんならば、最適化推進委員が二人おるときもあっちゃうことたいな。そいでもよかたい。

○事務局長 それで必ず一人はですね、農業委員さんがおられた方がいいのかなっていうふう

には思っています。

○議長 ただいまですね、事務局の方から説明がありました。確かにですね予算の関係がありまして、4人で回った方が良かっかなっていうともありますけれども、そういう予算の都合でですね今のところは3名でいくということによろしいでしょうか。それでその選出方法についてはですね、やはり農業委員さんの方は報告事項がありますので、必ず1名以上は入るということで、全体の中から3名ということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

異議なしということでですね、事前調査委員は全体の中から3名を選出するということに決定いたします。あとは選出の方法については、事務局の方に一任ということによろしいですかね。

(「はい」の声あり)

はい、それでは選出の方法については事務局に一任ということに決定をいたします。

以上で本日提案された議案の審議がすべて終了いたしました。

議事録につきましては、発言内容に支障の無い範囲で調整させていただくことをご了承ください。

○事務局長 それでは、以上をもちまして平成31年度第1回多良木町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

以上会議の顛末に相違ないことを証する為に、ここに署名捺印する。

議長

委員

委員

書記